

6 森林・林業再生基盤づくり交付金[新規]

【1,612(一)百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について支援を行います。

<背景/課題>

- ・我が国の森林資源が、利用可能な段階に入る中で、国産材の利用拡大を通じた林業・木材産業の振興、活性化を図るためには、持続的な森林経営の確立と木材の安定供給体制を構築することが必要です。
- ・このため、「森林・林業基本計画」に基づき、木材生産の低コストで効率的な作業システムの整備、効率的な木材加工・流通体制の整備等を図る必要があります。
- ・また、地域資源を活用した新たな産業の創出により地域の活性化を図るとともに、公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、地域材の活用を促進する必要があります。
- ・このほか、森林資源を保護するため、森林病虫害等の被害及び林野火災の防止、山地防災体制の強化や林業労働災害撲滅に向けた取組が必要です。

政策目標

- 高性能林業機械を使用した素材生産量の割合の向上
(4割(21年度)→6割(27年度))
- 公共建築物の木造率の向上(8.3%(22年度)→24%(27年度))

<主な内容>

1. 再生基盤の整備等

以下のメニューについて都道府県に対し一体的に支援します。

- ① 高性能林業機械等の整備
- ② 森林づくり活動基盤の整備(実習林等フィールド整備等)
- ③ 特用林産振興施設等の整備
- ④ 木材加工流通施設等の整備
- ⑤ 木造公共建築物等の整備
- ⑥ 木質バイオマス利用促進施設の整備
- ⑦ 山地防災情報の周知(山地防災情報の共有体制整備等)
- ⑧ 森林資源の保護(森林病虫害防除、野生鳥獣被害防除等)
- ⑨ 林業担い手等の育成確保

補助率：1/2以内等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

2. 市町村広域連携支援

上記1の①～⑥の事業について、県域を越えて複数の事業主体が連携して実施する取組に対して支援します。

補助率：1/2以内等
事業実施主体：市町村、民間団体

[お問い合わせ先：林野庁経営課(03-3502-8055(直))]

森林・林業再生基盤づくり交付金（新規）

【1,612百万円】

森林・林業の再生に向け、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを目的として、必要な施設・機械の整備等を支援します。

【ハード事業】

● 高性能林業機械等の整備



● 森林づくり活動基盤の整備



● 特用林産振興施設等の整備



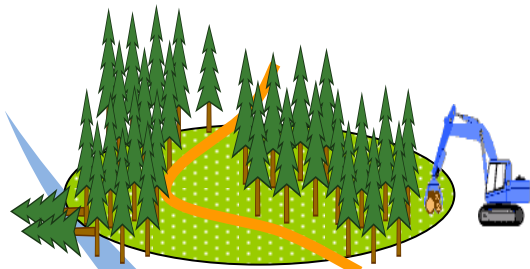
● 木材加工流通施設等の整備



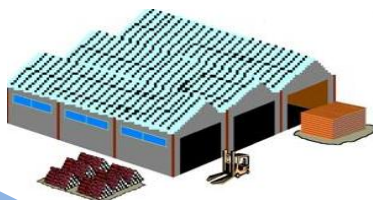
● 木質バイオマス利用促進施設の整備
(熱供給施設等)



● 木造公共建築物等の整備



○ 効率的な森林整備の推進
森林の多様な利用・緑化の推進



○ 木材加工・流通体制の整備

【ソフト事業】

◆ 山地防災情報の周知



小中学校と連携した防災講座

◆ 森林資源の保護



防護ネットの設置

◆ 林業担い手等の育成確保



安全指導

○ 地域材の利用促進



○ 市町村広域連携支援
※ 県境を越えて、複数の事業主体が連携して実施する施設整備等を支援します。

○ 高性能林業機械による素材生産量の割合 6割 (H27)
○ 公共建築物の木造率 24% (H27)